

令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）

（申請を必要とする世帯の場合）

南風原町
受付印

支給市区町村 (令和6年12月13日時点の市区町村)
南風原町長 様

申請期限 令和7年7月31日（木） （※消印有効）

【誓約・同意事項】を全て確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請内容 ※該当するものにチェックしてください

☐ 物価高騰対応重点支援給付金 【1世帯につき3万円】	☐ こども加算 【対象児童1人につき2万円】
---	--

3. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

○こども加算は、令和6年12月13日時点で扶養している（世帯主と同一世帯である）18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）が対象です。ただし、「令和6年12月14日以降に出生した新生児」も対象となります。

○単身で寮に入っている等の別居の児童がいる場合は、別居監護申立書（様式第1号）を提出すると対象になります。

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続 柄	生年月日等	【現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる場合】 令和6年1月1日時点の住所を記載
1	(申請者)	本人		
2			大・昭・平・令 年 月 日 (平成18年4月2日以降 出生の場合) ☐ こども加算を申請する	
3			大・昭・平・令 年 月 日 (平成18年4月2日以降 出生の場合) ☐ こども加算を申請する	
4			大・昭・平・令 年 月 日 (平成18年4月2日以降 出生の場合) ☐ こども加算を申請する	
5			大・昭・平・令 年 月 日 (平成18年4月2日以降 出生の場合) ☐ こども加算を申請する	

4.受取口座（原則、1. 申請者・請求者（世帯主）の口座とします。）

下欄に記載し、受取金融機関口座確認書類を添付してください。（長期間、入出金のない口座を記入しないでください。）
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、南風原町臨時特別給付金室（098-889-4411）までお問い合わせください。

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記にあわせて記入してください
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	
	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄に記載ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください	1 0 ※		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

（１）令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金

○令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金（以下「本給付金」という。）の支給要件(※)に該当します。

(※)支給要件：令和6年12月13日時点で南風原町の住民基本台帳に記録があり、
世帯の全員が令和6年度住民税非課税者で構成されている世帯

○世帯の全員が、令和6年度の住民税課税者の扶養親族となっていません。

○世帯の中に、令和6年度分の住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

○すでに他の市区町村で、同趣旨の給付金の支給を受けた世帯は対象になりません。

○世帯の中に、修正申告等により令和6年度分の住民税が課税となり、支給要件の対象外となった者はいません。

○世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者はいません。

○給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

○町が支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかんを問わず、振込不能等の事由によって 年 月 日までに支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。

○本給付金の支給後、確認書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、また、世帯の一員が、すでに他の市区町村で同趣旨の給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。

○この申請書は、町において支給決定した後は給付金の請求書として取り扱います。

（２）こども加算

○こども加算の支給要件(※)に該当します。

(※)支給要件：令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金の支給要件に該当し、以下のいずれかに該当する。

ア：申請日時点で同一世帯内に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）がいる

イ：世帯内の者が扶養している児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）が別世帯にいる

○本こども加算の対象として申請する児童は、本町または他の市区町村で、同趣旨の給付金のこども加算の対象になりません。（離婚等による特別な事由の場合を除く。）

○施設入所児童分は対象になりません。（児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等）

提出書類

- ☐ 令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）〔本書〕

※必要事項をご記入ください。

- ☐ 申請・請求者本人確認書類の写し（コピー） いずれか1点

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面・顔写真のある面のみ）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを添付してください。

- ☐ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー） いずれか1点

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。

（下記の書類は提出が必要な方のみ）

- ☐ 令和6年度南風原町物価高騰対応重点支援給付金 別居監護申立書（様式第1号）

※単身で寮に入っている等の別居の児童をこども加算対象児童として、申請する場合に必要です。

- ☐ 児童の情報が記載された住民票（マイナンバーなし）の写し（コピー）

※令和6年12月14日以降に転出された方で、転出後に出生した児童のこども加算分を申請する場合に必要です。

- ☐ その他

※申請の内容に応じて、必要書類を求める場合があります。

※提出書類の添付漏れはありませんか。提出書類に不備がある場合は、給付を受けることができません。

本申請の内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日 申請者氏名